電子提供措置の開始日　2026年　11月　19日

第14期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

事業報告

１．新株予約権等の状況

２．会計監査人の状況

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

株式会社マクアケ

1．新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

記載すべき重要な事項はありません。

③　その他の新株予約権等の状況

	第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日	2017年４月12日	2020年２月25日
新株予約権の数（個）	12（注）1	25,000（注）1
保有人数（名）	2	7
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）	普通株式　　24,000（注）1	普通株式　　25,000（注）1
新株予約権の行使時の新株予約権１株当たりの払込金額（円）	206（注）2	3,487（注）2
新株予約権の権利行使期間	自　2019年４月14日 至　2027年４月11日	自　2023年４月１日 至　2030年２月24日
新株予約権の主な行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社における取締役または従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社における取締役または従業員の地位にあることを要する。

（注）1.　当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（１株未満の端数は切捨て）、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

また、当社が、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{調整前行使価額}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合は「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

更に、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当を受けた者が、当会社における取締役または従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役または従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

2．会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	31,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、取締役、コーポレート本部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査計画及び監査の遂行状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っています。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は取締役会において、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、業務執行状況に関する報告を受け、業務執行を監督しています。使用人の職務の執行に対しては、代表取締役社長直轄の内部監査室担当者が内部監査を実施し、業務が法令及び定款に適合しているかを監査し、当該結果を代表取締役社長に適宜報告しています。加えて、コンプライアンスにかかる規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス遵守体制の構築・維持にあたります。

⑵　当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録及びその他重要な会議の議事録等の情報については、社内規程に基づき、文書または電磁的記録文書として記録し、安全かつ適正に保管及び管理する体制を構築しています。

⑶　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、リスク管理規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しています。また、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることでリスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えるために、常勤取締役、監査等委員である常勤取締役、プロジェクト推進本部管掌執行役員、開発本部管掌執行役員、コーポレート本部担当者及び内部監査室担当者により構成するコンプライアンス委員会を原則として半期に一度開催しています。

⑷　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、浸透を図るとともに、各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に進捗をレビューすることにより、業務の効率性を確保しています。

⑸　当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社が達成すべき数値目標を定め、担当取締役及び執行役員等の重要な使用人に対しリスクを管理し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与えており、コーポレート本部がこれらを横断的に推進、管理しています。また、当社の業績を進展させ、親会社から成る企業集団の業績向上に寄与するために、当社の業績に関する報告体制を構築するとともに、当社における一定の重要事項及びリスク情報のうち一定の事項に関しては親会社に報告や情報共有を行っています。

⑹　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置します。

⑺　前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の求めにより補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査等委員会は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

⑻　当社の監査等委員への報告に関する体制

取締役、コーポレート本部及び内部監査室担当者は、当社に関する以下の重要事項を定期的に常勤監査等委員に報告するものとし、常勤監査等委員は、監査等委員会において、当該報告を提出しています。

①　重要な機関決定事項
②　経営状況のうち重要な事項
③　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
④　内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
⑤　重大な法令・定款違反
⑥　その他、重要事項

監査等委員へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑼　その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、監査法人、必要に応じて法律顧問と意見交換等を実施しています。また、監査等委員がその職務の執行にあたり、当社に対して会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理しています。

株主資本等変動計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,138,819	1,832,375	1,832,375	407,256	407,256	△692	5,377,759	38,750	5,416,509
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	2,060	2,060	2,060				4,120		4,120
当期純利益				798,760	798,760		798,760		798,760
当期変動額合計	2,060	2,060	2,060	798,760	798,760	－	802,880	－	802,880
当期末残高	3,140,879	1,834,435	1,834,435	1,206,017	1,206,017	△692	6,180,640	38,750	6,219,390

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しています。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	3～10年

②　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウエア（自社利用分）	５年以内（社内における利用可能期間）

⑵　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

②　退職給付引当金

韓国拠点の従業員の退職金に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しています。なお支給見込額は韓国の労働法（勤労者退職給与保障法）に基づいて計算しています。

③　勤続インセンティブ引当金

従業員の勤続に対するインセンティブの支出に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しています。

⑶　収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業である応援購入サービス事業のうち、各サービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①　Makuake、その他サービス

応援購入サービスであるMakuakeにおいては、プロジェクト実行者に対し、プロジェクトサポーターとの応援購入の場や機会を提供しています。

プロジェクト実行者との間に締結したマクアケ利用規約等に基づき、プロジェクト実行者と合意したプロジェクト実施期間にわたってサービスを提供する義務があり、応援購入が成立するにつれて履行義務が充足されます。また、プロジェクト実行者との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたプロジェクト実施期間にわたり、集まった応援購入金額に一定料率を乗じた金額を収益として認識しています。

②　Makuake Incubation Studio

Makuake Incubation Studioサービスにおいては、応援購入サービスを活用した事業創出にかかるコンサルティング等のサービスを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品または役務の提供により履行義務が充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

③　安心システム利用料

安心システム利用料においては、Makuakeのサイト環境の整備をはじめ、「Makuake品質基準」に基づく審査等を通じて、プロジェクトサポーターが安心して応援購入できる場や機会を提供しています。マクアケ利用規約に基づき、プロジェクトサポーターに対し、安心して応援購入できるサービスを提供する義務があり、その対価をシステム利用料として受領しています。当該システム利用料は、プロジェクトサポーターが応援購入することで履行義務が充足されるため、プロジェクトの成立後、応援購入の申込が完了した時点で、応援購入金額に一定料率を乗じた金額を収益として認識しています。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　154,648千円

② 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、会計上の見積りを行っています。

この会計上の見積りは、主として、翌期以降の課税所得の発生時期及び金額の見込みに、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金を調整することで行われますが、経営陣が承認した予算を基礎として、主要サービスであるMakuakeの取扱高や新規事業の成長率等に対し、直近の業績及び市場動向を踏まえ、保守的な調整を行い、将来の課税所得を見積っています。

その上で、向こう１年間の課税所得の見込みの範囲内で、回収可能と判断された将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金にかかる繰延税金資産を計上しています。

当該見積りは、当社が属するＥコマース市況等の市場全体の成長や消費動向等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務　161,237千円

4. 損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引

営業取引による取引高　　1,374,705千円

⑵ 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社（東京都目黒区）	事業用資産	ソフトウエア	30,298
本社（東京都目黒区）	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	20,492
合　計			50,790

当社は応援購入サービス事業の単一事業であることから、事業用資産は全社で単一のグルーピングとしていますが、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当事業年度において、事業計画及び開発方針の見直しに伴い、一部の資産について投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額の測定にあたっては使用価値をゼロとして算定しています。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　　12,768,700株

⑵ 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　227株

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026/12/17 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	178,758	14.00	2026/09/30	2026/12/18

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　　49,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
ソフトウエア償却超過額	25,950	千円
一括償却資産償却超過額	1,656	
未払事業税	11,195	
貸倒引当金	4,663	
勤続インセンティブ引当金	24,927	
未確定債務	12,067	
減損損失	106,798	
投資有価証券評価損	24,640	
その他	21,098	
税務上の繰越欠損金	176,093	
繰延税金資産小計	409,092	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△83,761	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△170,682	
評価性引当額小計	△254,443	
繰延税金資産合計	154,648	

7. 金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については増資、金融機関からの借入等による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。

敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払金及び預り金は、全て１年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っています。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しています。

ⅱ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレート本部において資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、プロジェクト預り用預金、売掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	18,656	14,078	△4,577
資産計	18,656	14,078	△4,577

(注) １．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,605,592	－	－	－
プロジェクト預り用預金	1,622,520	－	－	－
売掛金	700,380	－	－	－
敷金及び保証金	2,441	2,196	－	14,018
合計	7,930,935	2,196	－	14,018

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価			
	レベル１ (千円)	レベル２ (千円)	レベル３ (千円)	合計 (千円)
敷金及び保証金	－	14,078	－	14,078
資産計	－	14,078	－	14,078

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

8．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,749	メディア事業 インターネット広告事業 ゲーム事業 投資育成事業 その他事業	（被所有）直接50.86	役員の兼任1名	立替経費の精算（※1）	54,560（※4）	未払金	158,071
							ツール費用の支払（※2）	9,795（※4）	未払費用（※5）	3,165
							広告代行費用の支払等（※3）	1,306,060（※4）		

（※1）立替経費の精算については、主にサーバー利用料及び脆弱性診断費用の実費精算分です。

（※2）ツール費用の支払は、データ分析ツール費用の支払であり、取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し両者合意の上で決定しています。

（※3）広告代行費用の支払等は、Makuakeにおける応援購入金額の拡大を目的とした広告配信代行サービスの業務委託であり、取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し両者合意の上で決定しています。

（※4）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

（※5）未払費用は、立替経費の精算（サーバー利用料）にかかる期末の未払計上額です。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	484円05銭
1株当たり当期純利益	62円63銭

10. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	応援購入サービス事業
一時点で移転される財またはサービス	538,654
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	5,406,262
顧客との契約から生じる収益	5,944,916
その他の収益	－
外部顧客への売上高	5,944,916

⑵ 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記「⑶ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

⑶ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	499,506
顧客との契約から生じた債権（当期末）	700,380

契約負債については、残高に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、契約負債は、主に、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2026年10月27日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項を決議しました。

① 自己株式の取得を行う理由

当社は、応援購入サービスMakuakeを中核として、商品の企画からデビュー、その後の拡販までを一気通貫で支援する事業基盤の構築を進めており、これらの取り組みを通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できるものと考えています。

一方で、当社が見込む事業成長や中長期的な企業価値に照らした時、現在の株価水準には当社の価値が十分に反映されていないものと判断しています。

こうした状況を踏まえ、当社の財務状況及び今後の成長投資余力を総合的に勘案した結果、資本コストを上回る資本効率の実現と株主還元の充実を図るため、自己株式の取得を実施することとしました。

また、本件の実施後においても、成長投資を機動的に実行するために必要な資金は十分に確保される見込みです。なお、自己株式の取得は、株価水準、財務状況及び成長投資の状況等を考慮し、機動的に判断するものであり、毎期継続的に実施することを予定するものではありません。

② 取得にかかる事項の内容

(1)取得対象株式の種類	普通株式
(2)取得し得る株式の総数	510,739株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合４％）
(3)株式の取得価額の総額	600百万円（上限）
(4)取得期間	2026年11月９日から2027年３月31日まで
(5)取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

（ご参考）

2026年９月30日時点の自己株式の保有

発行済株式数（自己株式を除く）	12,768,473株
自己株式数	227株